

# 食品安全委員会新開発食品専門調査会

## 第 64 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 12 月 18 日（金）13:58～15:16

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

石見専門委員、梅垣専門委員、奥田専門委員、尾崎専門委員、小堀専門委員、清水専門委員、酒々井専門委員、本間専門委員、松井専門委員、山崎専門委員、山添専門委員、脇専門委員

(食品安全委員会委員)

長尾委員、廣瀬委員

(事務局)

大谷事務局次長、北條評価課長、前田評価調整官、鶴身課長補佐、新谷評価専門官

5. 配布資料

資料 専門委員職務関係資料

参考資料 1 - 1 消費者庁の設置に伴う食品衛生法及び健康増進法の一部改正の概要  
(平成 21 年 7 月 23 日開催第 295 回食品安全委員会資料抜粋)

参考資料 1 - 2 消費者委員会 新開発食品調査部会・設置運営規定  
(平成 21 年 10 月 26 日開催第 4 回消費者委員会資料)

参考資料 1 - 3 消費者委員会 新開発食品調査部会における調査会の設置について

(平成 21 年 10 月 26 日開催第 4 回消費者委員会資料)

参考資料 2-1 高濃度にジアシルグリセロール (DAG) を含む食品のリスク評価に関する  
経緯

参考資料 2-2 食品健康影響評価にかかる補足資料の提出依頼について

(平成 21 年 8 月 25 日府食第 812 号及び平成 21 年 9 月 4 日府食第 858 号)

参考資料 2-3 食品健康影響評価にかかる補足資料の提出依頼について (報告)

(平成 21 年 9 月 17 日食安基発 0917 第 1 号及び平成 21 年 12 月 1 日食安基は津 1201 第 1 号)

参考資料 3 消費者庁 健康食品の表示に関する検討会

参考資料 4 特定保健用食品の今後の審議予定品目について

## 6. 議事内容

○前田評価調整官 ちょっと定刻より早い時間ではございますが、ただいまから第 64 回「新開発食品専門調査会」を開催いたします。本調査会は公開で行いますので、よろしく願いいたします。

本日は、御都合により、磯専門委員、漆谷専門委員、及川専門委員、山本専門委員が御欠席でございます。

また、このたび 10 月 1 日付けをもちまして、各専門調査会の専門委員の改選が行われました。本日は改選後の最初の会合に当たりますので、座長が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。私は事務局の前田と申します。よろしく願いいたします。

初めに、食品安全委員会の小泉委員長の代わりとしまして、この新開発食品専門調査会の担当委員でございます長尾委員からごあいさつをさせていただきます。

○長尾委員 それでは、ごあいさつさせていただきます。

このたびは、食品安全委員会の専門委員に就任をいただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長に代わり、お礼を申し上げます。

皆様は、新開発食品専門調査会に所属する専門委員として、小泉委員長から指名させていただきました。専門家として優れた御見識を食品の安全性に関するリスク評価に生かしていただけるのは、誠に心強い限りでございます。これからも何とぞよろしくお願いいたします。

食品安全委員会は、科学を尊重して、食品の安全を守っていくことを目的として、平成 15 年 7 月に設置されました。委員会は原則として毎週開催し、私を含めて 7 人の委員がさまざまな案件を審議しています。

また、委員会の下に専門事項の審議を行う専門調査会などを設けておりまして、この新開発食品専門調査会もその 1 つであります。いずれの審議も基本的に傍聴を認めているほか、資料や議事録

はホームページで公開しております。それによって高い透明性を持たせていると思っております。

食品の安全は、リスク評価とリスク管理が別々に機能する仕組みによって守られております。食品安全委員会は、食品の安全性に関するリスク評価機関であり、独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づいて、客観的で公正な立場から調査審議することが求められています。

一方、リスク管理機関は、リスク評価の結果を前提とし、さまざまな事情を考慮して、政策を決定、推進しています。専門委員の皆様は、この機能分担を御認識いただいて、御審議くださいますようお願いいたします。

さて、新開発食品専門調査会は、食品の機能、代謝、薬学、公衆衛生、毒性等幅広い分野の 16 名の専門委員の方々にお願ひし、特定保健用食品やいわゆる健康食品等の安全性評価を行っていただくこととなります。食品の安全性に関するリスク評価は、国内、国外を問わず、強い関心が寄せられています。この仕事は、食品の安全を最も根源的なところで支える、重要で意義深いものです。専門委員の皆様には御負担をおかけいたしますが、国民の期待に応えるべく、正当な評価を迅速に行っていただきますようお願いいたします。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

それでは、議事次第に基づき、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿。

資料といたしまして「専門委員職務関係資料」。

参考資料 1-1 から 1-3 までが、消費者庁及び消費者委員会の設置に関連する資料。

参考資料 2-1 から 2-3 までが、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関連する資料。

参考資料 3 が、消費者庁における健康食品の表示に関する検討会に関する資料。

参考資料 4 が、特定保健用食品の今後の審議予定品目についてとなっております。

机上配付資料は、ファイルにとじまして、先生方の机の上に置かせていただいております。このファイルにつきましては、調査会終了後回収させていただき、次回また配付いたします。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。不足等がございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、専門委員の紹介について、でございます。配付いたしました専門委員名簿に基づきまして、「五十音順」に紹介をさせていただきます。

なお、このたび新たに就任されました専門委員におかれましては、抱負などを含め、御専門など簡単な自己紹介をお願いできればと存じます。

石見佳子専門委員でございます。

○石見専門委員 国立健康・栄養研究所食品保健機能プログラムの石見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田評価調整官 磯専門委員は、本日は御欠席でございます。

続きまして、梅垣敬三専門委員でございます。

○梅垣専門委員 健康・栄養研究所の梅垣と申します。このたびから専門委員に加えていただくことになりました。

私の専門といいますと、もともとは薬学なんですけれども、栄養関係のこと、新開発食品の有効性や安全性の研究をしまして、最近健康食品全体のいろいろな情報を集めて公開しているという健康食品のデータベースのことを担当しております。

何らかの役に立つように頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○前田評価調整官 漆谷専門委員は、本日御欠席でございます。

及川専門委員も御欠席でございます。

続きまして、奥田裕計専門委員でございます。

○奥田専門委員 日本バイオアッセイ研究センターの奥田と申します。初めて専門委員になります。よろしく申し上げます。

私は、産業医学あるいは労働衛生という分野で、産業化学物質の人への健康影響というところで、動物を用いて毒性評価を専門に行っております。特にその中で、生殖発生毒性という次世代への影響を専門に研究しておりますので、そういう方面でお役に立てればと思っております。よろしく申し上げます。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

続きまして、尾崎博専門委員でございます。

○尾崎専門委員 東京大学大学院農学生命科学研究科の尾崎と申します。

専門は獣医薬理学です。どうぞよろしく申し上げます。

○前田評価調整官 続きまして、小堀真珠子専門委員でございます。

○小堀専門委員 農研機構食品総合研究所の小堀と申します。よろしく申し上げます。

機能性の方が専門で、安全性はまだまだ勉強しなくてはいけないことがたくさんあると思っております。これからもよろしく申し上げます。

○前田評価調整官 続きまして、清水誠専門委員でございます。

○清水専門委員 東京大学大学院農学生命科学研究科の清水でございます。

専門は、食品科学全般ということで、よろしく申し上げます。

○前田評価調整官 続きまして、酒々井真澄専門委員でございます。

○酒々井専門委員 岐阜薬科大学の酒々井真澄です。10月より新しく専門委員にさせていただきました。

専門分野は、分子毒性学、分子病理学です。主に発がん毒性の評価をやっております。これからもどうぞよろしくをお願いします。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

続きまして、本間正充専門委員でございます。

○本間専門委員 国立医薬品食品衛生研究所変異遺伝部の本間です。

遺伝毒性を専門としています。よろしくをお願いします。

○前田評価調整官 続きまして、松井輝明専門委員でございます。

○松井専門委員 日本大学医学部消化器内科の松井でございます。

臨床と機能性食品の結びつきを研究しています。臨床の立場にたって議論させていただきます。よろしくお願いたします。

○前田評価調整官 続きまして、山崎壮専門委員でございます。

○山崎専門委員 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部の山崎と申します。

専門は、主に食品成分の理化学分析で、一部の生化学に関しても仕事をやっております。よろしくお願いたします。

○前田評価調整官 続きまして、山添康専門委員でございます。

○山添専門委員 東北大学大学院薬学研究科の山添でございます。

専門は、薬物代謝と化学物質の毒性でございます。よろしくお願いたします。

○前田評価調整官 山本専門委員は、御欠席でございます。

続きまして、脇昌子専門委員でございます。

○脇専門委員 脇昌子でございます。静岡市立静岡病院内分泌・代謝内科科長です。

診療内容として、糖尿病、肥満、高血圧、高脂血症等生活習慣病の患者さんをたくさん担っておりまして、食事療法等も勉強してまいりました。お役に立ちたいと思っております。よろしくお願いたします。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

また、本日は食品安全委員会の委員にも御出席いただいております。御紹介させていただきます。

冒頭にごあいさつをいただきました長尾委員でございます。

廣瀬委員でございます。

本日御出席の2名の委員に加えまして、当専門調査会の担当委員といたしましては、小泉委員長、畑江委員の4名となっているところでございます。

最後に事務局の御紹介をさせていただきます。

事務局長の栗本でございますが、本日は所用により欠席をさせていただいております。

食品安全委員会事務局次長の大谷でございます。

評価課長の北条でございます。

○北条評価課長 北条です。どうぞよろしく申し上げます。

なお、本日途中で退席いたしますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 続きまして、課長補佐の鶴身でございます。

評価専門官の新谷でございます。

技術参与の小山でございます。

事務補助員の豊福でございます。

最後に、私が評価調整官の前田でございます。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、専門調査会の運営等について、でございます。

お手元にお配りしております資料の「専門委員職務関係資料」に基づきまして、専門調査会の運営等について説明させていただきます。

再任されました専門委員の方におかれましては、繰り返しになりますが、簡単に説明をさせていただきます。

まず、1 ページ「1 食品安全基本法について」でございます。

この法律につきましては、平成 15 年 7 月から施行されているところでございます。

「1 目的」といたしまして、第 1 条の 2 行目から書いてございますとおり、食品の安全性の確保に関し基本的な理念を定めること。

国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにすること。

施策の策定に係る基本的な方針を定めることを目的としてございます。

第 11 条は「2 リスク分析手法の導入」ということで、食品に関する施策の策定に当たりましては、食品健康影響評価が施策ごとに行われなければいけないということが定められてございます。

3 ページ、第 12 条は、食品健康影響評価が行われた場合におきましては、食品の安全性の確保に関する施策を進めていくに当たっては、その結果に基づいて行わなければならないということでございまして、科学的な評価に基づく施策を進めていかなければいけないということが定められているところでございます。

4 ページ、「委員会」と略してございますが、第 23 条に食品安全委員会の事務について、第 1 項に第一号から第七号まで記載してございます。

この専門調査会に関連する部分といたしましては、第二号の「次条の規定により、又は自ら食品

健康影響評価を行うこと」です。この「次条の規定」というのは、農林水産省や厚生労働省、新たに消費者庁が加わりましたけれども、リスク管理機関から評価要請があった場合の食品健康影響評価と、食品安全委員会が自ら課題を設定して評価を行うもの。そういった両方の食品健康影響評価を行うことが第二号に記載されてございます。

そして、第六号の「必要な科学的調査及び研究を行うこと」と、第七号の「関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること」いわゆるリスクコミュニケーションです。この二号、六号、七号が主に専門調査会に関連の深い所掌事務でございます。

8 ページ「4 委員会の権限」でございます。

資料の提出等の要求が第 25 条に規定されてございますので、審議していく上で必要な資料がありました場合には、事務局の方にその審議の過程でお申し出いただき、事務局からは、リスク管理機関の方に資料要求を求めるという流れになっているところでございます。

「5 専門委員」でございます。

第 36 条ということで、この食品安全委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くこと。

学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命をする。

非常勤であるということでございます。

10 ページは「食品安全を守るしくみ」でございます。

この食品安全委員会が平成 15 年 7 月に設立されて以降、リスク評価とリスク管理を分けて考える考え方が進められてございます。

リスク評価は、科学的、客観的、中立・公正に、食品について食べても安全かどうかを調べて決めるという役割を担ってございます。

それを受けまして、厚生労働省、農林水産省、消費者庁等におきましては、食べても安全なようにルールを決めて、監視をするという政策的なもの、そして不安などの国民感情への対応、費用対効果、技術的可能性といったものを含めてリスク管理を行っていくという役割を果たすことになってございます。

そして両方とも、リスクコミュニケーションというものを行いまして、消費者や事業者などが食品についての安全性について理解し、納得できるように話し合う仕組みというものを進めていこうということが「食品安全を守るしくみ」の大きな枠組みでございます。

12 ページ「2 専門調査会の調査審議について」でございます。

「第 1 食品健康影響評価に関する調査審議の手順」でございます。

厚生労働省、農林水産省といったリスク管理機関から諮問を受けた場合に、食品安全委員会は、

諮問の内容についてリスク管理機関から説明を受けて、審議を行った上で、専門調査会に対し、専門の事項に関して調査審議を依頼するという流れになってございます。

そして専門調査会は、食品安全委員会における審議を踏まえて、調査審議を行い、評価書案をまとめる。

評価書案につきましては、国民へのパブリック・コメントという形で、国民からの意見募集を行う。原則 30 日行うこととしてございます。

その審議した内容と国民からの意見の両方を含めまして、食品安全委員会において評価結果を決定して、関係するリスク管理機関に通知をするという流れになってございます。

「第 2 組織及び運営の一般原則」についてでございます。

こちらにつきましては、各専門調査会に属すべき専門委員は、先ほど長尾委員のごあいさつにございましたとおり、委員長が指名をするということでございます。

そして、専門調査会に座長を置いて、専門委員の互選により選任をする。

座長が会議の議長となる。

あらかじめ座長代理を指名しておくことといったことが決められてございます。

「第 3 調査審議に当たって特に留意すべき事項」でございます。

まず、食品にはいろいろな利害関係がある場合がございますので、利害関係者の除斥ということで、食品または危害要因に係る許認可について、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員につきましては、その調査審議から除斥。具体的には、調査審議の会場からの退室ですとか、発言の制限といったことが行われることがございます。

そして、長尾委員のごあいさつにもございましたが、調査審議の公開ということでございまして、調査審議の結果や意見が公開されるほか、この会議の公開、議事録の公開、そして提出資料についても、個人の秘密や企業の知的財産等が開示されて特定の者に不当な利益または不利益をもたらすおそれがあるといった場合を除きまして、原則として公開されることになっているところでございます。

14 ページは「① 個別品目（案件）の審議手順について」でございます。

先ほどの 12 ページで申し上げたとおり、厚生労働省、農林水産省から資料が送られてまいりまして、食品安全委員会で受理し、本委員会で説明を受け、専門調査会での御議論を受け、その後、パブリック・コメントを受けた後に、必要に応じて、専門調査会で評価書案の修正をして、本委員会に報告をし、評価結果を決定していくという流れで、その後、評価結果を通知するというものになってございます。

ただ、いろいろなケースがございまして、必ずしも上から下に矢印がずっと行くケースはなくて、

本委員会において疑念が生じた場合とか、疑問が生じた場合には、また専門調査会で御議論いただくこともございますし、本委員会の委員の気づきによりまして、専門調査会での再度の議論が必要と認める場合においては、また御審議をお願いすることもございます。

また、評価結果を通知した後、厚生労働省、農林水産省等から、質問や疑義照会が来た場合に、内容が非常に専門的な場合においては、場合によってはまた専門調査会においていろいろと御検討をお願いするということがございますので、その節はまたよろしくお願いいたしたいと思います。

15 ページは「② 食品安全委員会専門調査会運営規程」でございます。

17 ページに、評価関係の 11 の専門調査会の所掌事務が記載されてございます。

新開発食品専門調査会におきましては、下から 2 段目でございますが「新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」がその役割となっているところでございます。

18 ページに「③ 食品安全委員会における調査審議方法等について」。

19 ページに「④ 食品安全委員会の公開について」とございます。

20 ページに「3 専門調査会の調査審議以外の業務について」がございまして、先ほどのリスク分析の考え方に示しましたリスクコミュニケーションといたしまして、本日もプリオンの関係で意見交換会が行われているところでございますが、国民の関心が高い分野については意見交換会を行っているところでございます。そういった場合に、専門調査会における調査審議の状況やその結果等を含めて、食品の安全性の確保に関する正確な情報の提供に御協力をいただく。具体的には、意見交換会で御説明いただいたり、質疑応答に回答していただいたりとか、そういう形で御協力をいただいていることがございます。

21 ページの右下でございますが、国際会合への出席ということがございます。国際リスク評価機関の会合を始めまして、海外のリスク評価機関との連携や食品健康影響評価に必要な科学的知見の充実のために、会合への出席をお願いすることがございます。

22 ページの一番下でございますが、食品健康影響評価技術研究運営委員会というものがございまして、ちょうど今は 22 年度分の研究課題について公募をしているところでございますが、食品健康影響評価の技術研究について、研究領域候補の選定、研究課題の評価といったものに御協力をいただいているところでございます。

ということで、こういった運営委員会に御参画いただくこともございます。

25 ページ、食品安全委員会からの要請ではないんですが、国会への参考人招致ということで、過去 7 回ほど、プリオンの関係で専門調査会の座長の方が呼ばれたことがございますので、そのときにはまたよろしくお願ひできればと思います。

26 ページ「4 自ら評価、ファクトシート等に関する作業の進め方について」でございます。

先ほども関係行政機関からの要請に基づく評価と自ら研究課題とか評価課題を決める評価と申し上げましたが、そういう自ら評価についても評価をお願いすることがございます。

それから、評価に至る前のその時点での科学的な事実をまとめたものがファクトシートと申しております、28 ページに少し細かい字で恐縮でございますが、ファクトシートが上から 2 つ目でございますが、現時点における科学的知見に基づく情報を整理して、文書にとりまとめて、国民に情報提供するというを目的として、ビタミンAの過剰摂取などについてのファクトシートを公開してございます。

また、国民に対する Q&A というのが下から 3 段目でございますけれども、こちらも Q&A 形式でわかりやすく情報提供している BSE、大豆イソフラボンなどについてもございましたが、そういったケースについても先生方の御協力を得ながら、作成をさせていただくことがございますので、その節はよろしく願いできればと思います。

30 ページは「5 食品安全委員会の緊急時対応において全ての専門委員に期待される役割について」でございます。

食品安全委員会におきましては、科学的知見の収集や国民への情報提供などを行っていくことといたしてございますが、緊急時において専門委員に期待される役割といたしまして、平常時及び緊急時における関連情報及び科学的知見の提供。

食品安全委員会会合への出席及び専門的意見の提示。

各専門調査会の緊急的な開催。

その他といたしまして、現地への派遣など、そういったことで緊急時にお願いをすることがございますので、またこの節もよろしく願いできればと思います。

33 ページは「6 専門委員の服務について」でございます。

上から 2 段落目に記載してございますが、専門委員の方々におかれましては、非常勤ではございますが、国家公務員法の規定に基づきます一般職国家公務員ということでございますので、その服務に関する規定を順守していただくこととなります。

服務の根本規律ということでございまして、国民全体の奉仕者であって、食品関連事業者や関係団体等一部の国民の奉仕者ではないこと。

法令及び上司に従う義務ということで、食品安全基本法などの法令、食品安全委員会委員長の専門の事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられてございます。

争議行為等の禁止。

信用失墜行為の禁止。

秘密を守る義務が課せられます。なお、この守秘義務につきましては、5 番の一番下の行に記載

してございますが、専門委員をお辞めになられた後にも課せられることを御留意いただければと思います。

職務に専念する義務でございますが、専門調査会の開催時間、各種の打ち合わせ時間など、所定の勤務時間内には全力を挙げて職務の遂行に専念をしていただくことが定められてございます。

また、違反した場合の処分の規定もございます。

下に括弧書きで記載してございます。よくマスコミなどから、専門調査会で議論されている内容につきまして、一専門家として、個人的見解を求められることがあろうかと思えます。そういった場合につきましては、懲戒という事由になることはございませんけれども、食品安全委員会全体の見解だと相手方に受け止められないように御注意をしていただければとお願いたします。

35 ページは「7 食品健康影響評価技術研究について」でございます。

36、37 ページに現在動いている研究課題が記載されてございまして、こちらにつきましては、今後また 22 年度の採択に向けて進めていくというところに行っているところでございます。

38 ページは「8 食品安全総合情報システムについて」でございます。

文献収集及び危害情報の収集、そして食品リスク評価管理施策。そしてテーマごとの情報について検索ができるようになってございます。

39 ページは「9 食品安全委員会事務局組織図（平成 21 年 10 月 1 日現在）」でございます。

事務局長、次長、総務課、評価課、勧告広報課、情報・緊急時対応課、リスクコミュニケーション官を含め、総勢職員 56 名の組織でございます。

40 ページから、食品安全基本法の条文でございます。

48 ページから「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」でございます。また後ほどお読みいただければと思います。

以上、本当に駆け足でございましたけれども、職務関係資料について説明をさせていただきました。

以上でございますけれども、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

その他、お気づきの点がございましたら、後ほどでも結構でございますので、事務局までお問い合わせいただければと思います。

それでは、今、説明させていただきました内容について、御確認いただき、また御留意いただいて、専門委員をお務めいただきますようお願いいたします。

続きまして、本専門調査会の座長の選出をお願いいたします。

座長の選出につきましては、先ほど説明いたしました資料の 15 ページに「② 食品安全委員会専門調査会運営規程」がございまして、第 2 条第 3 項に「専門調査会に座長を置き、当該専門調査

会に属する専門委員の互選により選任する」という規定がございます。

どなたか座長の御推薦がございましたら、よろしくお願いいたします。

石見専門委員、どうぞ。

○石見専門委員 これまで座長代理を務めておられました山添先生を座長に推薦いたします。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

松井専門委員、どうぞ。

○松井専門委員 私も同様に、山添先生を御推薦いたします。

○前田評価調整官 山崎専門委員、どうぞ。

○山崎専門委員 私も山添先生が適任だと思います。

○前田評価調整官 ただいま、石見専門委員、松井専門委員、山崎専門委員から、山添専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○前田評価調整官 ありがとうございます。御賛同いただきましたので、座長に山添専門委員が互選されました。

それでは、山添専門委員、恐縮ですが、座長席にお移りいただきたいと思います。

(山添専門委員、座長席へ移動)

○前田評価調整官 お移りいただきまして、ありがとうございます。

それでは、以下の議事進行につきましては、山添座長にお願いいたしたいと思います。

最初に一言いただければ光栄と存じます。

○山添座長 先ほどの食品安全委員会の説明の 11 項のところにもありましたが、最新の科学的な見知に従って、新開発食品の評価を公正に努めていきたいと考えております。先生方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

そういたしますと、先ほどの運営規程の第 2 条第 5 項に、あまり好ましくないことでしょうかけれども「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とあります。

したがいまして、私といたしましては、座長代理として、山崎専門委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山添座長 ありがとうございます。

そうしましたら、山崎先生、是非よろしくお願い申し上げます。

○山崎専門委員 謹んで務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山添座長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今の「座長の選出」という項目はこれで終わりだと思います。

今日は、これまでの審議、途中経過等を含めて、幾つかの資料を用意していただいておりますので、それを事務局の方から説明いただけますでしょうか。

○前田評価調整官 参考資料という形で御用意させていただいております。

本来ですと、ここで早速本日から、新開発食品についての御議論をいただければと思っていたところですが、今から説明いたします消費者庁の設立などに伴いまして、消費者庁の方から特定保健用食品に関する安全性についての諮問がまだ来ていない状況でございます。

ですので、本日は、まず消費者庁の設置に伴う特定保健用食品の審査の関係の話、そして、平成17年から今年の9月まで経緯がございました高濃度にジアシルグリセロールを含む食品のリスク評価に関する経緯、あとは消費者庁の方で検討されております健康食品の表示に関する話、特定保健用食品の今後の審議予定項目といった内容につきまして、現在の状況について御説明いただき、内容について疑義がある場合に御質問を受け付けたり、意見交換をさせていただければと思っております。

まず、参考資料1-1「消費者庁の設置に伴う食品衛生法及び健康増進法の一部改正の概要」でございます。

食品衛生法及び健康増進法が改正されまして、従来厚生労働省が担ってございました食品衛生法に基づく食品等の表示基準の設定、そして食品等の虚偽・誇大な表示・広告の禁止、食品等の表示に関する監視指導・行政処分の3点などの業務が消費者庁に移管されたところでございます。

健康増進法に基づきます特別用途表示、内容としては、特定保健用食品などが主でございますが、そちらに関する許可の権限、そして、栄養表示基準の策定、誇大表示の禁止、表示違反に対する勧告命令といった権限が消費者庁に移管されたところでございます。

そして、図の右下の方に「消費者委員会」という委員会がございます。こちらにつきましては、食品衛生法の表示基準策定に当たり意見を聞くということで、こちらの消費者委員会という委員会も新たに設置されたところでございます。

従来、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において、新開発食品につきまして、その有効性などについての議論が行われていたところでございますが、消費者庁においては、この消費者委員会の方に有効性などの審議をいただくという流れとなっておりまして、食品安全委員会には、安全性に関する審議を諮問されるという形になっているところでございます。

参考資料1-1の下の方でございますが、移管の対象となる事務につきまして、上の図とほぼ同じ内容でございますが、厚生労働省から消費者庁へ移管の対象となる事務について4点。

消費者庁から厚生労働省へ協議の対象となる事務として4点。

厚生労働省に留保される事務として、食事摂取基準の策定が残ったという形で取扱いがされているところがございます。

資料1-1の裏面でございます。

特定保健用食品に関する審査手続の流れということでございますが、8月までは、厚生労働省の新開発食品保健対策室から新開発食品評価調査会を経て、食品安全委員会にリスク評価の依頼が行われていたところでございますが、改正後におきましては、申請者、そういった特定保健用食品を開発しようという企業などでございますが、消費者庁の食品表示課に窓口が移りまして、効果の判断として、消費者委員会の専門家による部会で議論をした上で、食品安全委員会にリスク評価依頼が来る。そして、その評価結果を消費者委員会に通知して、内閣総理大臣の許可を得るという流れに変わっているところでございます。

その下でございますけれども、食品安全委員会における消費者庁設置後の特定保健用食品の安全性審査についてでございますが、従来は必要的諮問というものでございましたが、改正後は、任意諮問という形でございます。これは食品安全基本法に関する条文の第1項から第3項に移ったものでございますが、一番下の枠で囲んでございますが、従前のおり、基本的にすべての特定保健用食品について許可前に諮問をするということについては、変わりはありません。

参考資料1-2でございます。消費者庁が消費者委員会と食品安全委員会の両方に意見を聞くことになってございますが、その消費者委員会において、新開発食品調査部会設置・運営規程というものが10月7日に定められてございます。こちらにおきましては、消費者委員会の下に置かれる新開発食品調査部会というものでございまして、所掌事務は、第3条にもございますが、健康増進法の規定に基づき、販売に供する食品につき、内閣総理大臣が特別の用途に適する旨の表示をしようとする者に当該表示の許可を行うとき、つまり特定保健用食品としての許可を行う場合、及び当該許可に係る食品について、新たな科学的知見が生じたとき、これは例えば特定保健用食品として販売されているもののうち、新たな毒性が見つかった場合や、そういった知見が生じたときに、内閣総理大臣の求めを受けて調査審議を行うというものがこの部会の役割となってございます。

この部会の下に、必要に応じて調査会を置くことができるようになってございます。

その調査会につきましては、また後ほど説明いたしますが、新開発食品調査部会につきましては、2ページにございますように、審議は公開されますし、会議においても、申請者の資料作成に関わった方や申請者の資料に自分の発表した論文が引用された方など、関係のある方についての調査審議については意見を述べるできないということが、第7条の5項、6項、7項などに記載されているところがございます。

以上が消費者委員会の新開発食品調査部会の話でございます。

参考資料 1－3 は、今年の 10 月 26 日の消費者委員会での資料でございますが、新開発食品調査部会の下に新開発食品評価第一調査会と第二調査会が設置されることが決まっております。

設置の理由といたしまして、なお書きでございますが、申請が多数あり、内容も多岐にわたるといふことで、効率的な調査審議を行うために、担当する評価分野の異なる 2 つの調査会を設ける。

第一調査会は、腎・血圧、代謝、内分泌に関する審議。

第二調査会は、消化吸収、免疫、その他新開発食品評価第一調査会以外の事項についての審議という分け方をされているところでございます。

このような形で、仕組みというか、特定保健用食品の諮問に関するルールが変わったところがございますが、現在のところ、まだ消費者庁から諮問が来ていない状況でございます。枠組みとして、こういう変化があったことをまず御報告申し上げます。

私からの説明は、以上でございます。

○山添座長 どうもありがとうございます。今、消費者庁の設置に伴う食品衛生法及び健康増進法の一部改正に関して、いろいろ諮問の方法等が変わったということの御説明をいただきましたが、今のこの点に関しまして、先生方から御質問等ございますでしょうか。

初めての先生方には、これは何だということになるかもしれませんが、基本的に厚生労働省でやっていたことが、消費者庁にかなりのものが移ったということで、消費者庁の方から諮問が我々のところに来ることになるんだと思います。

また、お気づきになられましたら、そのときに御質問をしていただくということで、次に移っていただけますでしょうか。

○前田評価調整官 続きまして、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の現状についてということで、参考資料 2－1 から 2－3 にかけて御説明させていただきます。

再任されました先生方におかれましては、この案件につきまして、御議論に非常に御協力いただきまして、ありがとうございます。こちらにつきましては、非常に経緯の長い話でございますけれども、大まかな経緯が参考資料 2－1 でございます。

平成 10 年、高濃度にジアシルグリセロールを含む食用の調理油について、特定保健用食品としての表示が許可されてございます。

まだこのころは、食品安全委員会の発足前でございますので、厚生労働省が評価の上、表示を許可したものでございます。

平成 15 年 6 月 27 日、こちらは食品安全委員会発足 4 日前でございますが、この日に高濃度にジアシルグリセロールを含むマヨネーズタイプの食品につきまして、厚生労働省の薬事・食品衛生審

議会の新開発食品調査部会において、特定保健用食品として認めることとして差し支えないという報告をしてございます。

ただ、その際、発がん性を示す所見は認められず、発がんプロモーション作用を引き起こすとの報告もないが、念のために発がんプロモーション作用を観察するため、より感度の高いラット等を用いた二段階試験を行うことが付記されているところでございます。

そして、その試験結果を厚生労働省の新開発食品調査部会に報告するよう求めているところでございます。

その結果が厚生労働大臣に答申をされたところでございます。

その後、食品安全委員会が発足いたしまして、同年 8 月 5 日に、厚生労働大臣から、マヨネーズタイプの食品につきまして、食品健康影響評価の依頼がございました。

9 月 11 日に食品安全委員会において、このマヨネーズタイプの食品につきまして、特定保健用食品としての安全性の審査の結果は、食品安全委員会として妥当と考えるという旨を回答してございます。

また、DAG に係る追加試験については、結果がわかり次第、食品安全委員会にも報告されたいということ厚生労働省に通知をしているところでございます。

この通知も踏まえ、厚生労働大臣がマヨネーズタイプの DAG を高濃度に含む食品についての特定保健用食品表示を許可したところでございます。

その後、念のためということで行われておりました試験が、ほぼ 2 年間かけて行われまして、その結果を受けて、平成 17 年 9 月 20 日に厚生労働大臣から、高濃度に DAG を含む食品の安全性に係る食品健康影響評価について要請がございまして、9 月 22 日に食品安全委員会で要請事項の説明を受けたところでございます。

こちらにつきましては、特定保健用食品であるということと、食品の中に含まれている物質としての DAG という側面と両方あるということでございますので、新開発食品専門調査会、添加物専門調査会の両方にその要請があったことの説明を行った上で、両専門調査会から成る合同のワーキンググループが設置されたところでございます。

そちらにおきまして、平成 17 年 11 月から平成 21 年 2 月まで、5 回にわたって精力的に御議論をいただいたところでございます。

その間に追加の試験、すなわち皮膚に対する発がん促進作用及び脂質代謝を介した発がん促進作用の試験といったものを厚生労働省に追加で要求をしたりしてございましたので、その結果が出るまでかなり期間がかかったということで、平成 21 年 2 月 13 日に追加試験のデータがあり、ワーキンググループとしての議論が一通り終わったということでございます。

その後、平成 21 年 3 月 23 日に、新開発食品と添加物の合同の専門調査会が開催されまして、合同ワーキンググループでの検討結果を御議論いただきました。

その後、その議論もやはりいろいろとデータの見方や考え方などについての御議論が活発に交わされまして、それが 3 月、6 月、7 月、8 月、9 月と合同の専門調査会が 5 回開催させていただいたところでございます。

その間にも、7 月 22 日に厚生労働省から、新たな知見ということで、この DAG 油にグリシドール脂肪酸エステルが高濃度に含有されている可能性が高いという説明と、資料提出があったところでございます。

その追加資料に基づいて、いろいろと御議論を踏まえたところでございますが、8 月 24 日、9 月 2 日の 2 回の議論においては、やはり DAG 油に関する平成 15 年から平成 21 年までの試験に加えて、このグリシドール脂肪酸エステルについての知見も情報が必要ではないか。それがあつた上で評価を進めていく必要があるのではないかという御議論があつたところでございます。

それを受けまして、食品安全委員会といたしましては、まず 8 月 24 日に専門委員から、グリシドール脂肪酸エステルの精製過程、脱臭というか、臭いを消す過程で発生すると言われてございますが、それを低減すべきとの意見が出されたところでございまして、厚生労働省あてに、グリシドール脂肪酸エステルについての情報収集、提供、体内動態に関する試験、遺伝毒性に関する試験などについての依頼を行ってございます。

9 月 4 日におきましては、9 月 2 日の御議論を受けまして、グリシドール脂肪酸エステルを食用油並みに低減させる方策の検討を進めて、企業に対する必要な指導を行うべきという意見が合同専門調査会で出されましたということをご通知いたしてございます。

その後、9 月 17 日に厚生労働省から食品安全委員会に報告がございました。

1 点目が、企業からの情報ということでございますが、グリシドール脂肪酸エステルの含有量を一般食用油と同等のレベルに低減させるまで、一時販売自粛、出荷停止するという。そして、グリシドール脂肪酸エステルの体内動態の解明に必要な 3 項目の試験の最終報告を 11 月末までに提出する予定であること。そういう製造者からの報告についての説明が 9 月 17 日にあつたところでございます。

11 月末まで待っていたところでございますが、その後、12 月 3 日、食品安全委員会に厚生労働省から説明がございました。まず 3 点のうち、グリシドール脂肪酸エステルの体内動態試験と遺伝毒性試験の結果の提出については、まだ時間を要するという製造者からの報告があつたという厚生労働省からの説明を受けたところでございます。

その他の流れでございます。こちらにつきましては、消費者庁の動きも一応記載してございます。

平成 21 年 10 月 8 日に、消費者庁の中に設置されました「食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー」が意見のとりまとめを行ってございます。

内容としては、特定保健用食品として認められておりますエコナ関連製品についての再審査の評価要請を行うべきではないかというとりまとめを受けて、10 月 8 日に消費者庁から、現在特定保健用食品として許可されている 10 品目についての再審査の評価要請がございました。

ただ、同じ日に製造者でございます花王株式会社が、特定保健用食品の許可の失効届け、つまり特定保健用食品の表示をして販売することをやめますという失効届書というものを出されたところでございます。

それを受けまして、10 月 9 日に再審査のための評価要請が取下げられたところでございます。

その経緯について、10 月 15 日に消費者庁からの説明を食品安全委員会が受けたという状況でございます。

流れが非常にいろいろとございますが、まずはジアシルグリセロールについての評価をずっと行ってきた。そちらにつきましましては、遺伝子改変ラットを用いたデータなどを用いて、舌に関する影響、口腔に及ぼす影響といったものについての御議論をいただいていたところでございますが、グリシドール脂肪酸エステルの話が 7 月に新たに報告されたことを受けました。さらに 9 月から特定保健用食品についての権限が消費者庁に移ったということを受けて、消費者庁においても迅速に検討を進められた。そういった中で、企業の自主的な措置として、まず販売の自粛を 9 月に行い、10 月に特定保健用食品としての認定を取下げたという流れでございます。ですので、現在は流通もされていないところでございますし、特定保健用食品としての効力は失効している状況でございます。

そういう大きな流れの中で関係する資料が参考資料 2-2 でございます。これが 8 月 25 日と 9 月 4 日に、食品安全委員会事務局の評価課長から、厚生労働省の基準審査課長あてに資料を提出してほしいと。これは合同専門調査会で御議論をいただいて、その中で出てきた必要な資料ということでございまして、2 ページ目に 1 から 10 番までございますが、グリシドール脂肪酸エステルやグリシドールの毒性に関する情報を幅広く収集して、提供してほしいということ。そして、体内動態試験の実施、遺伝毒性試験の実施、分解に関する試験、発がん性試験、分析法の検討、DAG 油以外の食用油の含有量の実態調査、経口摂取した場合の免疫系の範囲、トリアシルグリセロールを主成分とする油と異なった生物活性を示すのですが、それがグリシドールによるものなのか、DAG 自体によるものなのかの追加研究、そして、それらに関連する必要な有益な資料があれば、合わせて整理してほしいということでございます。

9 月 4 日の提出依頼といたしましては、これも 9 月 2 日の御議論でいただいたものでございますが、補足資料要求の 1 番にございますが、DAG 油の口腔内への滴下投与に伴う体内動態及び発が

んプロモーション作用に関する試験方法を検討してほしいという資料要求をしているところがございます。

この中でも、特に9月4日の本文に書いてございますが、情報収集と体内動態に合わせて遺伝毒性試験については、早く資料を提出してほしいということを厚生労働省に求めています。

ただ、当初は11月末にそれが出てくる予定でございましたが、まだ出てきていないという状況でございます。

9月17日の厚生労働省の説明資料が、参考資料2-3でございます。こちらをめくっていただきますと、花王株式会社から厚生労働省あてに出された資料が別添で付いてございまして、大きく2つのことについて記載されてございます。

まず「1. DAG油中のグリシドール脂肪酸エステル低減について」でございますが、373ppmのグリシドール脂肪酸エステルが含まれているということでございます。こちらについても、一般食用油と同等の3ppm未満まで低減させるよう検討を進めておりますということと、それまでの間は、一時販売自粛、出荷停止いたしますという花王の御意見と、体内動態の解明についてということで、その3点については、11月末までに最終報告を提出する予定でおりますということが記載されてございます。

ニュースリリースも別添で付いているところでございます。

そして、12月1日の厚生労働省の通知でございますが、1枚めくっていただきますと、11月30日付けの花王からの補足資料の提出についての説明がございまして、情報収集につきまして、グリシドール脂肪酸エステルに関連する情報が9件、グリシドール関連の情報が11件を収集したということで、これは文献ファイルの提出をいただいているところでございます。

体内動態試験につきましては、GLP基準に適合した試験受託機関で、微量、定量分析法の検証を行っているという状況でございまして、できる限り早期に報告するよう努めますということでございます。

遺伝毒性試験が3.に記載してございますが、これも1段落目の後半に書いてございますが、Ames試験と染色体異常試験、小核試験を実施し、最終報告書を取りまとめ中であり、信頼性確保のための確認を受けた後、御報告する予定でございます。グリシドールについても同様に試験を実施中という説明がございました。

厚生労働省から配付された資料がその次でございますけれども、花王株式会社の提出した資料についても、厚生労働省も医薬品食品衛生研究所の西島先生などを含めた7名の専門家が試験の結果について確認するというので、試験方法の科学的妥当性、試験実施機関における試験実施体制及び実施状況、試験データの確認、結果報告書の精査といったものをこのメンバーの方々に行ってい

ただくことを厚生労働省として行いたいという報告を受けたところでございます。

少々長くなりましたけれども、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品のリスク評価についての今までの経緯、そして最近の状況について御説明させていただきました。

以上でございます。

○山添座長 どうもありがとうございます。今、事務局の方から、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の状況についての説明をいただきました。これにつきまして、先生方の方でどなたか御質問等ございますでしょうか。

本間先生、どうぞ。

○本間専門委員 遺伝毒性試験の項目として、Ames 試験、染色体異常試験、小核試験の 3 点ということですが、これはどのような経緯でこの 3 つをやるということになったんですか。

○前田評価調整官 参考資料 2-2 の別添で付けています 3 番目の資料要求がございますが、基本的に遺伝毒性試験で行われております *in vitro* 試験、*in vivo* 試験がございますが、代表的なものとして、Ames 試験、染色体異常試験、小核試験を挙げてございますが、それ以外の試験についても、小核試験等となっておりますので、まず代表的なもので、ほかの食品健康影響評価におきましても、遺伝毒性があるかないかでその剤について閾値が設定できるかどうかという御議論をいただく非常に重要なデータでございますので、代表的なものを列挙してございますが、それ以外の遺伝毒性試験について行われた場合についても、そういった試験が行われれば、報告を受けることといたしてございます。

これは、まず遺伝毒性に関する試験を実施してほしいということで、3 点は例示ということでございます。

○山添座長 本間先生、よろしいですか。

○本間専門委員 特に花王の方でほかの試験をやっているという情報は、今のところはないんですか。

○前田評価調整官 参考資料 2-3 の 12 月 1 日の報告を見たところでございますが、グリシドール脂肪酸エステルについては、Ames 試験、染色体異常試験、小核試験を行っているということと、グリシドールについてもその 3 点を行っているということを伺っているところでございまして、この文面を見る限りでは、それ以外の試験を行っていることは確認できない状況でございます。

○山添座長 グリシドールは、ここで構造式が出ていないので、皆さんわかりにくいかもしれませんが、トリグリセロールの 2 つの水酸基のところ、エポキサイドになったものがグリシドールで、残りの水酸基の部分にアシル基が入ったものが、いわゆるここでいうグリシドールの脂肪酸エステルで、DAG 油の主成分のリノール酸を含んでいるので、単一のもの、実際には、製品の中にはい

ろいろな脂肪酸があるので、それでは分析がきちんとできないということで、主要成分のリノール酸エステルについてきちんとしたデータを出してくださいということで、今、依頼をして、諮っているというのが現状だろうと思います。

恐らくこのリノール酸のエステル体について出てきたものは、全体の DAG 油の中に入っている脂肪酸のエステル類の評価として耐え得るであろうというのが、前回から引き続けているメンバーの中での考え方になっています。

ほかに先生方の方で御質問ございますか。

石見専門委員、どうぞ。

○石見専門委員 この件に関して、今後の審議の予定はどのようになっているのか、もしわかっていることがあったら教えていただきたいのですが。

○山添座長 基本的には報告書が来ないことにはどうしようもないと思いますが、来た段階で事務方が資料を用意してくださった上で、それを始めるということになるかと思います。

○石見専門委員 以前は添加物の専門調査会と合同だったんですけども、またそのような形になるのでしょうか。

○山添座長 そうですね。そのシステムの話を少しお願いできますか。

○前田評価調整官 そちらにつきましては、以前と同じ合同専門調査会にするかどうかについては、食品安全委員会の方で御議論、御検討いただこうかと思っております。

ただ、平成 15 年から続く話ということでございますので、その辺りも含めて、食品安全委員会で御議論をいただこうかと考えてございます。

○山添座長 それでは、ジアシルグリセロール関連についての件はこれぐらいにさせていただきます、次に、健康食品の表示に関する件について御説明いただけますでしょうか。

○新谷評価専門官 では、参考資料 3 を御覧ください。

消費者庁の方で先月から始めました健康食品の表示に関する検討会というものについてでございます。

まず、1 枚目の上の方ですけれども、健康増進法に基づく特定保健用食品等の表示制度を含め、いわゆる健康食品に関する表示の課題に関する論点を整理して、検討を進めるため、健康食品の表示に関する検討会を開催するというので、構成員の方がずらずらと書かれております。

「2. 検討項目」といたしまして、(1) 健康食品の表示の現状の把握及び課題の整理。

(2) 特定保健用食品等の健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方。

(3) 健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等という形で、第 1 回の検討会が 11 月 25 日に開催されました。

1枚めくっていただいて、3ページになります。

11月25日の検討会では、まず消費者庁の事務局から、3ページ以降の資料にそって、健康食品の概要ですとか、健康食品の表示制度、健康食品の表示の取締り、健康食品の国際ルールといったことについて、報告をされまして、フリートーキングという形で、ここに参加されておりました委員の先生からいろいろな意見が出されました。

今後は、これも資料の最後になりますが、来週の12月22日に関係団体からのヒアリングがございまして、来年になりまして、3回、4回、5回、6回と、今年度はまず論点整理を行うという形になっております。

実際、この後、論点整理が終わって、それが消費者委員会に報告され、その後、また来年度に議論が続くのだらうと思いますが、現状はこういったことが始まりましたということだけを御報告させていただきます。

以上でございます。

○山添座長 どうもありがとうございました。健康食品の表示に関する検討委員会でいろいろな立場の方がお集まりいただいて、検討していただけることになるのだらうと思います。

また、この結果が出次第、我々のところでどうなったのかということ踏まえて、また判断をしていくことになるのだらうと思いますが、この点についてどなたか御質問ございますか。

では、現状がこういうことだということをお説明いただいたんですが、そうしましたら、その次のところで、今後ここに直接関わるものとして、特定保健用食品の今後の審議予定について御説明いただけますでしょうか。

○新谷評価専門官 参考資料4に基づきまして、御説明させていただきます。

「特定保健用食品の今後の審議予定品目について」ということで、一番上のりんご由来プロシアニジンが関与成分のものは、こちらの方でも今まで審議をしていただいていたポリフェノール茶でございますが、2段目以降からは、厚生労働省時代に薬食審の調査会で審議が終わったものでございます。

まず、関与成分として、サーモンペプチドによります血圧が高めの方に適する清涼飲料水というものがあります。

続きまして、みかんの果皮等に含まれておりますモノグルコシルヘスペリジンを関与成分といたします血中中性脂肪が高めの方に適する粉末の清涼飲料水が2品目ほどあるということです。

3点目といたしまして、葉酸を関与成分といたしまして、二分脊椎などの神経管閉鎖障害を持つ子どもが生まれるリスクを低減するとする、疾病リスク低減表示のものです。これの錠菓のものが2品目ほどあるということです。

最後になります、大豆ペプチドを関与成分としまして、血圧が気になる方に適するという調味料があるということでございます。

消費者庁に聞きますと、今後は先程お話ししました消費者委員会の部会の方で検討をいただくということです。消費者委員会の方で問題ないという形になりますと、こちらの方に諮問が来るという形になると思います。

なお、12月9日に、消費者庁の方から消費者委員会に特定保健用食品の諮問をいたしましたというプレスリリースは出ておりましたので、そんなに遅くならないうちに消費者委員会での部会が開かれるのではないかと考えております。

以上でございます。

○山添座長 どうもありがとうございました。今後こういうものが来る。あくまでも予定であるということですね。諮問が来た場合には、こういうものが来るということだと思いますが、これについて先生方で何か御質問ございますか。よろしいですか。

来てみてから判断をするということになろうかと思えますね。

では、ほかにその他について、何か事務局からございますか。

○新谷評価専門官 特にございません。

○山添座長 そうしますと、先生方の方から何か全体に関わることで何でも結構でございますが、御質問はございますでしょうか。いいですか。

それでは、一応4の項目については、これで終わりにさせていただきますが、今後について、事務局の方から何か連絡はございますでしょうか。

○鶴身課長補佐 先ほどの特定保健用食品については、消費者庁の関係がございますので、その動向を踏まえて、また日程調整等はさせていただければと思います。

また、先ほどもございましたが、DAGの関係についても、厚生労働省の資料が提出されれば、またその体制も含めて、御審議をお願いすることもあると思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山添座長 そうしましたら、時期等については未定で、また連絡をいただけるということですね。

○鶴身課長補佐 はい。

○山添座長 わかりました。

そういたしましたら、今日何かすごく早く終わってしまったんですけども、これで今日の会合を終わりたいと思います。

皆さんありがとうございました。